

情報

- お願い
- お知らせ
- 募集



〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
	FAX387-5816		
福祉健康センター	☎388-7171	松枝公民館	☎387-0156
福祉会館	☎387-1121	総合会館	☎387-8432
児童館	☎388-0811	歴史民俗資料館	☎388-0161
子育て支援センター	☎387-0561	ふらっと笠松	☎388-2355
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	町社会福祉協議会	☎387-5332

「道徳のまち笠松」の集い 教育文化課

笠松人のこころ(①人と人とのつながりをつくる②自ら社会づくりに参加する③自分も他人も尊重する)を高め、道徳心を大切にしたい心温まる風土・人づくりについて考えます。



【日 時】2月28日(土)午後6時30分～
【場 所】中央公民館 3階 大ホール
【内 容】①講演

ノンフィクション作家・評論家
柳田邦男 さん

「大変な時代にこそ“こころ”を」
～親・地域と子どもの発達～

○プロフィール

- ・1936年(昭和11年)栃木県鹿沼市生れ。東京大学経済学部卒業。
- ・1960年NHK入局。「全日空羽田沖墜落事故」、「カナダ太平洋航空機墜落事故」などを取材。
- ・NHK退職後、ノンフィクション作家、評論家として活躍。

○主な著書

- ・「マッハの恐怖」大宅壮一ノンフィクション賞、「撃墜」、「犠牲」、「石に言葉を教える」、「人の痛みを感じる国家」など多数。

○現在

- ・執筆講演活動以外に、毎日新聞社「開かれた新聞」委員会委員、日本航空安全アドバイザーグループ座長、文部科学省「子どもの徳育に関する懇談会」委員

②「道徳のまち」アピール採択

住民税の住宅借入金等 特別控除の申告は 3月16日までに

税務課

税源移譲によって所得税が減少した結果、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の額が所得税より大きくなり、控除を受けられる額が減ってしまう場合、所得税から控除しきれなかった分について、翌年度の住民税(所得割)から控除できる措置が講じられました。

具体的には、平成11年から18年までに入居した方が対象となり、平成20年度分から28年度分までの住民税で減額の調整が行われます

申告の手続き

申告は毎年必要となります。「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

【年末調整をされた方(確定申告をされない方)】

源泉徴収票を添付の上、役場税務課へ申告してください。(1月1日現在にお住まいの市区町村の市役所に申告してください)

【確定申告をされる方】

所得税の確定申告書とともに、税務署へ申告してください。

平成21年度分(平成20年中)の申告期限は平成21年3月16日(月)です。

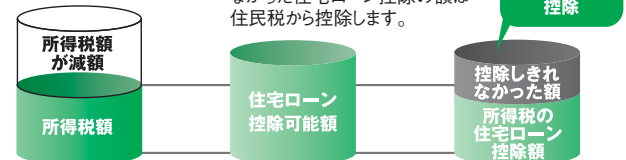
税源移譲前

所得税額から住宅ローン控除額が全額引きされています。



税源移譲後

所得税が減少して、控除しきれなかった住宅ローン控除の額は住民税から控除します。



※平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅借入金等特別控除の適用はありません。

【問合せ先】税務課

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

広報紙・ホームページ・公共施設
巡回町民バスの広告を募集